

子育ていろいろ便利帳広告掲載にかかる事業者募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とし、令和8年3月発行（予定）の子育ていろいろ便利帳に広告枠を設け、次のとおり事業者を募集します。

1 媒体の概要

- (1) 名 称 子育ていろいろ便利帳
- (2) 発行部数 39,650 部（予定）
- (3) 形 状 A4 版
- (4) ページ数 約 108 ページ（表紙を含む）
- (5) 発行時期 令和8年3月（予定）＊毎年発行予定
- (6) 配付方法 各区保健福祉センター保健業務担当において、母子健康手帳交付時に配付するほか、各区役所、各区保健福祉センター窓口に設置します。

2 広告の規格

	A 枠	B 枠	C 枠	D 枠	E 枠
掲載面	表 4 （裏表紙）	表 3	表 3 対向	本文ページ （最終 3 ページ）	本文ページ 空きスペース （各区〔24 区〕 地図掲載ページ）
サイズ （縦×横） ミリメートル	265×179	265×179	265×179	265×179	31×179
刷り色	カラー4 色刷	カラー4 色刷	カラー4 色刷	カラー4 色刷	カラー4 色刷
枠数	1 枠	1 枠	1 枠	3 枠	24 枠

留意点

- ・フォントについては、JIS 規格約 7 ポイント（10 級相当）を最小とします。ただし、特別な場合（表、リスト、地図等）は JIS 規格約 5.5 ポイント（8 級相当）まで使用できるものとします。
- ・広告の掲載内容については、発行日以降、1 年間以上にわたり掲載することを前提に原稿を作成してください。
- ・上記サイズは、紙面のレイアウトにより若干変更することがあります。
- ・広告枠を太さ 0.2 ミリメートルの罫線で囲ってください。
- ・広告には、本市指定の位置に指定の大きさと、罫線で囲み「広告」と表記してください。
- ・問合せ先（電話番号など）は必ず明記してください。
- ・表紙下段に次の文言が表記されます。「広告の掲載内容は、大阪市が推奨していることを表すものではありません。」

3 募集期間

令和7年8月5日（火）から令和7年9月5日（金）まで

4 申込み方法等

(1) 提出物

様式1「子育ていろいろ便利帳広告掲載にかかる申込書」

(2) 提出方法

募集期間内に持参又は送付のいずれかにより子育ていろいろ便利帳広告掲載にかかる申込書を提出してください。

持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の9時から17時30分まで（ただし、12時15分から13時までを除く）とします。

送付の場合は、令和7年9月5日（金）必着とします。

(3) 提出先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20（大阪市役所 2 階）

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課

(4) 広告掲載にかかる事業者の決定方法

広告掲載最低料金以上の広告掲載料金を提示したもののうち、最も高い金額を提示した者を候補とし、提出された申込書について審査を行い決定します。（最も高い金額を提示したものが複数ある場合はくじにより決定します）

結果については、様式2「子育ていろいろ便利帳広告掲載にかかる決定通知書」により通知するほか、本市ホームページでも公表します。

なお、事業者決定の取消等があった場合は、提示金額で次点につけているものを繰り上げて事業者とします。

(5) 広告料の納付

事業者決定後、納入通知書を送付しますので、指定の期日（事業者決定の日から、概ね1か月程度）までに全額を前納してください。なお、納付された広告料は原則として返還しません。

(6) 決定の取消

事業者がつぎのアからオのいずれかに該当するときは、事業者決定を取り消すことがあります。

なお、取り消した場合は、様式3「子育ていろいろ便利帳広告掲載にかかる決定取消通知書」により通知します。

ア 広告が、編集・発行上支障となるとき

イ 指定する期日までに広告料の納付がないとき

ウ 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

エ 「こども青少年局広告掲載要領」第2条または第3条のいずれかに該当すると判明したとき

オ その他必要と認めたとき

5 広告掲載にかかる業務内容等

(1) 業務内容は、「子育ていろいろ便利帳」に掲載する広告掲載者の募集、掲載申込、広告の作成などに関する一切とします。

(2) 広告の掲載は、令和8年3月発行（予定）の「子育ていろいろ便利帳」に行うものとします。

- (3) 掲載する広告については、「大阪市広告掲載要綱」及び「こども青少年局広告掲載要領」に適合し、かつ、子育てに関連するものであり、取り扱いについては、こども青少年局の指示に従ってください。
- (4) 広告代理店は、自らの広告を掲載することができるものとします。
- (5) 掲載内容については、指定する期日（事業者決定の日から、概ね3か月程度）までに本市へ提出し確認を受けてください。
- (6) 掲載する広告の原稿については、指定する期日までに、記憶媒体（DVD等。カンプ添付のこと）で本市へ提出し、入稿後は必要に応じて校正を行ってください。なお、校了は本市の確認を受けた後に行うものとします。
- (7) 本市ホームページ上に「子育ていろいろ便利帳」を公開する際は広告欄の掲載は行いません。
- (8) 内容について疑義が生じた場合は、その都度本市と協議することとします。

6 その他

- (1) 本募集要項に記載のない事項については、「大阪市広告掲載要綱」及び「こども青少年局広告掲載要領」によるほか、必要に応じ本市と事業者双方協議のうえ決定します。
- (2) 子育ていろいろ便利帳について、印刷事業者の入札不調等により発行ができなくなった場合は、広告掲載事業を中止することがあります。

7 問合せ先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20
大阪市こども青少年局子育て支援部管理課
担当：林・大塚
電話 06-6208-8111